

2025年度豊岡市障害福祉施設整備事業費補助金 要領

項目	内容				
対象事業	市内における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による障害福祉サービスもしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項の規定による障害児通所支援を提供する施設又は法第5条第27項の規定による地域活動支援センターの整備に要する経費の一部を補助します。				
対象経費	次に掲げる経費とします。ただし、職員の宿舍の整備に要する経費は除きます。 (1) 既存の建物（申請者が賃借する物件を含む。ただし、申請者が現に賃借している市有施設を除く。）の改修（総事業費が300,000円以上のものに限る。）に要する経費（工事費又は工事請負費及び工事事務費） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>整備区分</th><th>整備内容</th></tr> <tr> <td>改修</td><td>既存施設の一部改修、付帯設備の改修、バリアフリー化等。</td></tr> </table>	整備区分	整備内容	改修	既存施設の一部改修、付帯設備の改修、バリアフリー化等。
整備区分	整備内容				
改修	既存施設の一部改修、付帯設備の改修、バリアフリー化等。				
補助率及び補助金額	予算の範囲内で次に定める基準により補助します。 (1) 既存の建物の改修に要する経費 対象経費の1／2以内（1,000円未満切捨て）。ただし2,500,000円を上限				
対象者	市内で障害福祉施設を経営する法人				
提出書類	(1) 補助金等交付申請書 (2) 障害者(児)施設等整備計画書 市様式1 (3) 同意書 (4) 誓約書 (5) 決算書 直近2期分（貸借対照表・資金収支計算書） (6) 見積書、設計書 (7) 配置図、平面図、立面図、整備面積のわかる資料（図面等が発生する事業の場合） (8) 工程表（工程表により管理される事業の場合） (9) その他参考となる資料				
審査	予算を上回る申請があった場合は、審査会（書類審査）を開催し、評点が高い順に予算の範囲内で補助金を交付します。				
公募期間	2025年4月7日（月）から4月30日（水）まで				
交付決定日	2025年5月中旬（予定）				

事業期間	交付決定日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで
実績報告の期限	2026 年 3 月 31 日（火）まで
実績報告に添付する書類	補助対象経費の請求書、領収書、納品書、振込伝票、事業実施前後の写真、その他市長が必要と認める資料
補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合、事前に承認申請の手続きをしてください。市の承認なく変更した場合には、補助事業が無効になる場合があります。
補助事業の公表	豊岡市ホームページ及び豊岡市の刊行物において、採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。
その他	(1) この補助金により整備した建物は、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡し、貸付け又は担保に提供することはできません。 (2) 既存の建物の改修に要する経費にかかる補助については、国又は県による他の補助事業と重複して利用することはできません。 (3) 交付決定日より前に締結された契約については、補助対象外とします。

【申込み・問合せ】豊岡市 社会福祉課 障害福祉係
電話：0796-24-7033 メール：shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp